

答申第188号
令和4年8月26日

佐賀市長 坂井 英隆 様

佐賀市個人情報保護審査会
会長 井上 亜紀



佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号の規定に基づく外部提供の可否
について (答申)

佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号の規定に基づき、令和4年8月4日付け佐
市環政第303号により諮問がありました「九州大学大学院工学研究院附属アジア防災研
究センターが、出水時に流出した漂流物の回収効率を向上のための調査研究を行うにあ
り、当課所管施設に設置したライブカメラの映像を利用することについて」については、
審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。